

**総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン**  
2019年5月版からの主な改正内容

1 主な改正概要

無効化※できるクレジットの種類を次のとおり拡大する。その他、元号表記の変更等、軽微な修正を行う。

	改正後	改正前
無効化対象となるクレジットの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過削減量</li> <li>・ 都内中小クレジット</li> <li>・ <u>再エネクレジット（環境価値換算量）</u></li> <li>・ <u>都外クレジット</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過削減量</li> <li>・ 都内中小クレジット</li> </ul>

※無効化とは：本制度において創出されたクレジットの環境価値を、本制度の義務履行以外に活用するため、申請により、本制度の義務充実に利用できない状態にすることをいう。

2 新旧対照表

※元号表記の変更等の細かい改正は事項に含めていない。

改正後	改正前
<p>P. 24</p> <p>イ 環境価値換算量</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>再エネクレジットの算定・検証の詳細については、再エネクレジット算定及び検証の各々のガイドラインを参照のこと。</p> <p><u>また、一般管理口座に記録されている再エネクレジット（環境価値換算量）は、無効化の手続を経て本制度の義務履行以外の活用が可能である。再エネクレジット（環境価値換算量）を無効化する手続については、第3章9「クレジットの無効化申請」を参照のこと。</u></p>	<p>P. 24</p> <p>イ 環境価値換算量</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>再エネクレジットの算定・検証の詳細については、再エネクレジット算定及び検証の各々のガイドラインを参照のこと。</p>

改正後	改正前
<p>P. 25</p> <p>(4) 都外クレジット</p> <p>(中略)</p> <p>都外クレジットの算定・検証については、都外クレジット算定及び検証の各々のガイドラインを参照のこと。</p> <p><u>また、一般管理口座に記録されている都外クレジットは、無効化の手続を経て本制度の義務履行以外の活用が可能である。都外クレジットを無効化する手続については、第3章9「クレジットの無効化申請」を参照のこと。</u></p>	<p>P. 25</p> <p>(4) 都外クレジット</p> <p>(中略)</p> <p>都外クレジットの算定・検証については、都外クレジット算定及び検証の各々のガイドラインを参照のこと。</p>
<p>P. 28</p> <p>1. 本章の位置づけ</p> <p>本章では、取引参加者が超過削減量及びオフセットクレジットの発行、移転及び義務充当並びにその他ガス削減量の発行及び義務充当並びに超過削減量、<u>都内中小クレジット、再エネクレジット(環境価値換算量)及び都外クレジット</u>の無効化を行う際の情報を記録するための削減量口座簿の概要を説明する。</p>	<p>P. 28</p> <p>1. 本章の位置づけ</p> <p>本章では、取引参加者が超過削減量及びオフセットクレジットの発行、移転及び義務充当並びにその他ガス削減量の発行及び義務充当並びに超過削減量及び都内中小クレジットの無効化を行う際の情報を記録するための削減量口座簿の概要を説明する。</p>
<p>P. 80</p> <p>③ 振替可能削減量等発行等申請書の確認及びクレジット等の発行(略)</p> <p>なお、<u>第二計画期間における</u>太陽光発電等及び特定小水力による再エネクレジットについては、1.5倍分に算定する。(例えば、これらによって発電された電力量の通常の方法によるCO<sub>2</sub>換算量が100t-CO<sub>2</sub>であれば、発行の際に150t-CO<sub>2</sub>として記録される。)。第三計画期間における再エネクレジットは、再生可能エネルギーの種類によらず、1.0倍分に算定する。</p>	<p>P. 80</p> <p>③ 振替可能削減量等発行等申請書の確認及びクレジット等の発行(略)</p> <p>なお、太陽光発電等及び特定小水力による再エネクレジットについては、1.5倍分に算定する。例えば、これらによって発電された電力量の通常の方法によるCO<sub>2</sub>換算量が100t-CO<sub>2</sub>であれば、発行の際に150t-CO<sub>2</sub>として記録される。</p>

改正後	改正前																
<p>P. 100</p> <p>(1) クレジットの無効化申請に係る諸規定</p> <p>クレジットの無効化に当たっての注意点等は、「2-3-18 クレジットの無効化申請に係る諸規定」のとおりである。</p> <p>表2-3-18 クレジットの無効化申請に係る諸規定</p> <table border="1" data-bbox="273 497 1102 1230"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般管理口座</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無効化申請できる者</td> <td>無効化の対象となるクレジットが記録されている一般管理口座の口座名義人</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>無効化対象のクレジットを義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間まで ただし、都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。</td> </tr> <tr> <td>無効化対象となるクレジット</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超過削減量（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> <li>・都内中小クレジット（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> <li>・再エネクレジット（環境価値換算量）</li> <li>・都外クレジット</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		一般管理口座	無効化申請できる者	無効化の対象となるクレジットが記録されている一般管理口座の口座名義人	申請期限	無効化対象のクレジットを義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間まで ただし、都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。	無効化対象となるクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過削減量（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> <li>・都内中小クレジット（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> <li>・再エネクレジット（環境価値換算量）</li> <li>・都外クレジット</li> </ul>	<p>P. 100</p> <p>(1) クレジットの無効化申請に係る諸規定</p> <p>クレジットの無効化に当たっての注意点等は、「2-3-18 クレジットの無効化申請に係る諸規定」のとおりである。</p> <p>表2-3-18 クレジットの無効化申請に係る諸規定</p> <table border="1" data-bbox="1205 497 2033 1182"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般管理口座</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無効化申請できる者</td> <td>無効化の対象となるクレジットが記録されている一般管理口座の口座名義人</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>無効化対象のクレジットを義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間まで ただし、都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。</td> </tr> <tr> <td>無効化対象となるクレジット</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超過削減量（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> <li>・都内中小クレジット（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		一般管理口座	無効化申請できる者	無効化の対象となるクレジットが記録されている一般管理口座の口座名義人	申請期限	無効化対象のクレジットを義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間まで ただし、都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。	無効化対象となるクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過削減量（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> <li>・都内中小クレジット（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> </ul>
	一般管理口座																
無効化申請できる者	無効化の対象となるクレジットが記録されている一般管理口座の口座名義人																
申請期限	無効化対象のクレジットを義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間まで ただし、都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。																
無効化対象となるクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過削減量（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> <li>・都内中小クレジット（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> <li>・再エネクレジット（環境価値換算量）</li> <li>・都外クレジット</li> </ul>																
	一般管理口座																
無効化申請できる者	無効化の対象となるクレジットが記録されている一般管理口座の口座名義人																
申請期限	無効化対象のクレジットを義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間まで ただし、都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。																
無効化対象となるクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過削減量（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> <li>・都内中小クレジット（東京都で発行され、埼玉県削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。）</li> </ul>																

改正後	改正前
<p>P 102</p> <p>① 振替可能削減量記録移転申請書の作成</p> <p>超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）又は都外クレジットの無効化を希望する者は、「振替可能削減量記録移転申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。</p>	<p>P 102</p> <p>① 振替可能削減量記録移転申請書の作成</p> <p>超過削減量又は都内中小クレジットの無効化を希望する者は、「振替可能削減量記録移転申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。</p>
<p>P 111</p> <p>1 都が公表する情報</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>※9 無効化が可能なクレジットである「超過削減量」、「都内中小クレジット」、「再エネクレジット（環境価値換算量）」及び「都外クレジット」をいう。</p>	<p>P 111</p> <p>1 都が公表する情報</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>※9 無効化が可能なクレジットである「超過削減量」及び「都内中小クレジット」をいう。</p>